

健康センター産休代替臨時職員
（保健師・助産師・管理栄養士）募集

職種 保健師・助産師・管理栄養士
業務内容 母子保健に関する健診・相談業務等
募集人数 若干人
採用日 8月初旬以降
勤務日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日、年末年始を除く
※フルタイムの勤務でなく

まもなく
手当の「現況届」の提出時期です

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当および重度心身障害者手当を受給している方は、手当ごとに現況届の提出が必要です。該当する方には7月末～8月初旬に案内を送付しますので、持ち物、提出期限等を確認のうえ、提出してください。
現況届を提出しない場合、8月分以降（重度心身

新築・増築の調査に伺います

☆新築・増築した場合
平成31年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の内部・設備等を調査します。30年中に新築・増築した、すべての家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）が対象となります。小規模な増築等で建築確認を申請していない場合はご連絡ください。建築確認を申請している場合は後日、市から調査

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、青梅市国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。8月1日以降、医療機関を受診する際には、新しい高齢受給者証を必ず提示してください。
対象 国民健康保険に加入

ご意見をお寄せください
「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」

都と特別区・26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、約10年間で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）を定めた都市計画道路の整備方針を過去4回にわたり策定し、計画の見直しを含め事業の推進に努めてきました。平成28年度に策定された現行の整備方針「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業計画）」に基づき整備を推進することにより、「都市づくりのブランドデザイン」が想定する2040年代には、都市計画道路の約8割が完成する時代を迎えることとなります。一方、残る約2割の都市計画道路はその後に整備されることになります。

このような状況から、優先整備路線を除く未着手の都市計画道路の在り方について、都と特別区・26市2町は協働で調査検討を進め、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」を取りまとめました。今後、皆さんの意見・提案を踏まえて、検討を進め、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定します。皆さんからのご意見・ご提案をお待ちしています。

国民健康保険加入者へ
特定疾病療養受療証を
発行しています（新規・更新）

青梅市国民健康保険に加入している方で、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、市への申請により一部負担金が軽減されます。※70歳未満の上位所得者の人工透析は2万円
※自己負担限度額の判定には所得の申告が必要です。
対象 人工透析を必要としている慢性腎不全▽血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血

後期高齢者医療
医療費が高額になったときは申請を！

医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた額が高額療養費として、あとから支給されます。該当する方には、診療月からおおむね4か月後に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。

平成30年8月からの1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院時食事負担額（一食当たり）
	3割	1割			
3割	現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％ 4回目以降140,100円	57,600円 4回目以降44,400円	460円
	現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％ 4回目以降93,000円（※1）		
	現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ 4回目以降44,400円（※1）		
1割	一般	「現役並み所得Ⅲ～Ⅰ」、 「区分Ⅱ・Ⅰ」に該当しない方	18,000円 年間144,000円	24,600円	210円 160円（※3）
	住民税非課税等（※2）	区分Ⅱ 住民税非課税世帯で「区分Ⅰ」に該当しない方	8,000円	15,000円	100円
		区分Ⅰ 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の収入がない方 住民税非課税世帯で、高齢福祉年金を受給している方	8,000円		

※1 平成30年8月から、同一世帯で後期高齢者医療保険に加入している全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口の後期高齢者医療被保険者証と一緒に提示することで、医療費の自己負担額は所得区分に応じた限度額までの支払いで済みます。

※2 世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。医療機関の窓口の後期高齢者医療被保険者証と一緒に提示することで、医療費の自己負担額は所得区分に応じた限度額まで、また入院時の食事負担額についても減額された金額での支払いで済みます。

※3 「区分Ⅱ」の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行期日以降に過去12か月で入院日数が91日以上の方となります。（要申請）

傍聴にお出かけください

	青梅市 防災会議	青梅市行政改革 推進委員会	青梅市 食育推進会議	青梅市男女平等 推進計画懇談会	青梅市 公共交通協議会	青梅市国民健康 保険運営協議会
日時	7月26日（木） 午後1時30分～3時	7月30日（月） 午後2時から	8月2日（木） 午後1時30分～3時	8月6日（月） 午前10時から	8月6日（月） 午後3時から	8月7日（火） 午後1時30分から
会場	市役所議会棟3階 大会議室	市役所議会棟3階 第3委員会室	健康センター1階	市役所2階 201会議室	市役所議会棟3階 大会議室	市役所2階 205会議室
内容	総合防災訓練について ほか	青梅市行政改革推進プラン（平成30年度改定版）取組状況について ほか	平成29年度取組状況調査の結果について ほか	平成29年度実施事業の進捗よく報告 ほか	青梅市公共交通基 本計画に係る報告 本計画よく状況の報告 ほか	青梅市国民健康保 険事業の結果につ いて ほか
定員	10人（抽選）	10人（先着）	10人（抽選）	6人（抽選）	9人（抽選）	6人（抽選）
傍聴受付	当日の午後1時00分～15分に 会場入り口で	当日の午後2時ま でに会場入り口へ	当日の午後1時00分～15分に 会場入り口で	当日の午前9時40分～55分に 会場入り口で	当日の午後2時40分～55分に 会場入り口で	当日の午後1時00分～15分に 会場入り口で
問い合わせ	防災課防災係	財政課	健康課母子保健係 ☎23-2191	市民活動推進課	まちづくり政策課 交通担当	保険年金課給付係

の、国民健康保険被保険者証、印鑑、本人確認書類（身分証明書）をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階）へ
受付方法 「特定疾病療養受療証」と国民健康保険被保険者証等を医療機関へ提示してください。
※提示しない場合、一部負担金は軽減されません。新しい受療証を
有効期限が平成30年7月31日と記載された受療証をお持ちの方には、7月下旬に新しい受療証を送付しますので、ご確認ください。
問い合わせ 保険年金課給付係